認可外保育施設

幼稚園又は認定こども園の預かり保育事業

等を利用している子の保護者 様

施設等利用費請求書(償還払い用)等の提出について

施設等利用給付認定を受けた方が認可外保育施設、新制度の幼稚園又は認定こども園の預かり保育事業等を利用した場合は、償還払い(利用料を保護者から施設へ一旦支払い、後日、市から保護者の口座へ戻されること)で給付を受けることができます。給付を受ける際は、請求書等の必要書類について以下のとおり提出をお願いします。

【提出するもの】

- ① 施設等利用費請求書(償還払い用) 保護者が記入したものを提出してください。(6か月分までまとめて記入できます)
- ② 特定子ども・子育て支援提供証明書及び特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証施設に記入してもらったものを提出してください。(1月ごとに1枚)

【注意事項】

- ・給付を受ける際は、事前に市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
- ・市から保護者への支払い手続は年4回、保護者の指定する口座へ振り込みます。請求書等を提出する目安として、3か月分~6か月分をまとめて提出してください。
- ・7月末、10月末、1月末、4月末までに提出された請求書について、各翌月の中旬から 下旬に振り込みます。年度末分となる4月は締切日厳守となります。請求書締め切り後に提 出された請求書は次回の支払い分となり、振込みまでに時間がかかる場合があります。

例:4月~6月利用分の請求書を7月に提出→8月中旬~下旬に振込

- ・原則として施設等を利用した当年度内に請求書を提出して下さい。請求しないまま利用から2年経過した場合、給付を受ける権利がなくなる制度となっております。やむを得ず翌年度に請求される場合、年度ごとに請求書を分けて作成して下さい。
- ・市内の施設へ通っている場合は施設に提出してください。市外の施設へ通っている場合は 直接、市役所保育課へ提出してください。

【問合せ先】

利用している施設

又は坂戸市役所保育課 電話 049-283-1331 (内線 425~428) 平日 8:30~17:15

※坂戸市外にお住まいの方は坂戸市役所に請求書を提出することはできません。 お住まいの市町村へお問い合わせください。